

基調講演

## 日本における部落問題

—近現代の歴史をたどりながら—

黒川みどり

### はじめに

日本社会には、被差別部落民（たんに部落民と称することもあります）と呼ばれるマイノリティが存在しています。それは、主として近世の「穢多」とよばれる賤民身分に由来しており、明治維新によって「四民平等」となり賤民制度が廃止されてのちもその系譜を引くとされる人々に対する社会的差別は、今日にいたるまで存在してきました。1935年の調査では、全国における被差別部落の地区数5361、総人口比約1.44パーセントとなっています。

いうまでもなく被差別部落の人々は、民族的、生理的、宗教的、文化的に異なっているわけではないため、部落問題は、しばしば「いわれなき差別」といわれるように、何ら差異を伴わないにもかかわらず差別を被っていることの不当性が強調され、そもそも民族差別や人種差別とは、同じ土俵で論じることのできないものとされる傾向がありました。さらに部落問題研究は、戦前・戦後をつうじて、マルクス主義の強い影響下で進められ、土台（下部構造）のみが問題とされて差別意識それ自体が問われることはきわめて稀であったため、解放史と結びつきながら、もっぱら封建制度（の残存）、ないしは資本主義との関わりなかで議論されてきたのでした。

むしろ部落問題は、いわゆる人種の違いに由来するものではありません。しかしながら人種を、古くはルース・ベネディクトやアルバー・メンミらが用いてきたような社会的構築物として理解するならば、人種差別撤廃条約をめぐり議論されているような、「職業および門地（世系）にもとづく差別」としてあえて留保をつけるまでもなく、同様に人種主義（racism）のなかに位置づけることのできるものです。

以下に述べますように、被差別部落の人々は、明治期には「異種」という認識が与えられ、それが科学的に誤りであることが明らかにされたのちも、今日にいたるまで、「一族の血がけがれる」「何かしらちがう」といった理由に

よって結婚から排除されてきました。結論を先取りするならば、近代になって身分という生まれながらの境界が取り払われたのちも、社会は身分に代わって、近世まで穢多身分であった被差別部落民を排除する標識を探し求め、その役割を果たすものが、「異種」でありその延長線上にあるさまざまな、生まれてきてから本人の意志や努力で変えようのない理由でした。それゆえにまた、そうした理由によって引かれた境界を揺るがすことになる結婚という局面において、いまだ部落差別が最も執拗に残り続けているのだと考えられます。

以下にまず、近代社会における部落問題のありようを時代を追いながらお話し、それを踏まえて戦後、そして今何が変わり、何が問題なのかということを考えてみたいと思います。

### 1 〈身分〉から〈人種〉へ

1871年、明治政府は、国内外への「開明性」誇示の必要と、「一君万民」の理念にもとづいて、賤民身分を廃止しました。それは、通常、「解放令」ないし「賤民廃止令」と呼ばれています。これによって制度的には賤民身分はなくなりましたが、民衆は、かつては身分制度のもとで自分たちよりも下位にあった人々が同じ「平民」として浮上してきたことに危機感を覚え、近代以前から穢多身分に付与されていた「けがれ」意識を引きあいに出して、日常生活の場から彼らを排除しつづけました。そうしてそれらの人々は、差別を欲する民衆によって「新平民」などと呼ばれ、部落外の人々と区別されていきました。

このように民衆は、封建的身分制度に代わる差別のための強固な標識を探し求めていましたが、「解放令」は「開化」の理念と一体になって出されたため、いまだ「文明開化」が風靡するこの時期には平等を重んじる空気も社会に存在しており、前近代以来の「けがれ」以外には部落民衆を排除する標識はできあがっていませんでした。

おおむね農地を持たず経済的基盤が脆弱で、零細な小作経営や履物生産・皮革業などの部落産業で生計を維持していた被差別部落では、1881年の松方デフレのもとで経済的困窮が進行し、部落外との格差が増大していきました。そのなかでしだいに、経済的貧困に加えて、それから生じる不潔・病気の温床という標識が与えられていきました。それらは都市下層社会一般に向けられた視線と重なり合うものでしたが、それに加えて被差別部落に対しては、異種という標識が付与されました。人種起源説は近世にも唱えられましたが、新たにこの時期それが浮上し、しかも人類学者たちがそれを説いたことによって、「異種」認識に近代の「学知」の裏付けが与えられ、それがしだいに社会に浸透していくことになりました。

当時の人類学会の機関誌『東京人類学雑誌』を紐解きますと、たとえば藤井乾助<sup>けんすけ</sup>という人物が、「全体穢多なるもの、我同胞の一部分でありながら殊更に濱斥さるる、所以は職として元来祖先を異にするの人種ならざるべからず而して亦穢多の他一人類と行為身上の異なる点は穢多は古来日本人が肉食を嫌厭せし当時より肉食せしと眼球の赤色を帯ぶるもの二事は之れを研究すべきの点なり。(中略)依て思ふにこの三韓より帰化したる人民こそ今日穢多と云ふ人種の祖先なるべしと」(藤井「穢多は他国人なる可し」・『東京人類学雑誌』第10号、1886年2月)と述べて、被差別部落の人々は「異種」であると結論づけています。また、人類学研究者として著名な鳥居龍蔵は、兵庫県の被差別部落に出向いて「所謂穢多種族」八名の「人類学的調査」を、「精密なる身体検査」によって行った結果、<sup>けんこつ</sup>顴骨、眼、頭の形状などから、「マレー諸島、ポリネシヤン島の土人「マレヨポリネシヤン」種族に比するに尤も酷似し絶へて蒙古人種の形式あらず」との結論を下しました(鳥居「穢多の人類学調査」・『日出新聞』1998年2月)。相次ぐこれらの主張は、被差別部落民衆に対する「異化」を学問的に支える機能を果たすこととなりました。

こうして、不潔・病気に加えて「異種」との標識が付与され、被差別部落との間に恒久的な線引きが行われていきました。すなわち被差別部落外の側は、それによって、自らが安泰を得るための、封建的身分制度に代わる生得的な標識を獲得しえたのです。1898年には明治民法が公布され、「家」意識がしだいに民衆レベルにも定着していきました。そうして「異種」であり、けがれた存在と見なされる被差別部落の人々は、結婚をつうじてますます「家系」から排除されていくこととなりました。

作家島崎藤村は1906年に部落問題をテーマにした小説『破戒』を著しますが、そのなかに、信州の被差別部落出身の主人公瀬川丑松を、丑松がよもや部落出身ではあるとは知らずに発した丑松の友人土屋銀之助の次のような台詞があります。「僕だっていくらか新平民を見た。あの皮膚

の色からして、ふつうの人間とは違っていらあね。そりゃあ、もう、新平民か新平民でないかは容貌<sup>かおつき</sup>でわかる」。この作品は、明治末期の部落問題のありようを如実に映し出したものでした。

## 2 もう一つの人種

1908年、国民統合の基盤を立て直すために内務省によって地方改良運動という国民統合政策が開始され、その障害となる〈地域〉として被差別部落が「発見、され、しばしば「難村」と称されました。それゆえ、国民統合の障害物を取り除くために同時に部落改善政策が行われることとなり、それを通じて、民衆レベルに「異種」認識が浸透していきました。

その先駆となったのは三重県ですが、注意すべきは、三重県をはじめそれに追隨していった内務省や他県のまとめた部落調査報告書類の多くは朝鮮人起源説をとっており、同時にそのような異種であるという認識と表裏一体の「特種(殊)部落」という呼称が定着していったことでした。「特種」の内実は、「人種」の違いとそれに起因する差異、すなわち、犯罪の温床、怠惰、残忍、衛生観念の欠如などの性情から生殖器官の違いなど生理にまで及びました。この時期には、部落問題を論じた新聞記事などでも、「人種」はもとより「種族」「特種民族」といった言葉が飛び交い、「遺伝の特質」を指摘し、「繁殖」という言葉も用いられました。

地方改良運動一般にそうであったと同様に、そのもとで展開されたもっぱら精神主義に依拠した部落改善政策では、一時的にそれが効果をあげたかに見えるところはあっても抜本的改善とはなりえておらず、依然部落外との格差が存在していたのは当然でした。そうしてその原因が先に述べたような被差別部落が「人種がちがう」ということに求められ、この時期にそのような認識が定着していったのです。部落改善政策は、その名のとおりに、被差別部落の「改善」を期待したものにちがいがなかったのですが、改善が容易に達成できない理由が「特種(殊)」な種族であることに求められて、そうであるがゆえに所詮改善はそれほど期待しえないとの認識をも生じさせることとなり、まさに被差別部落は、統合と排除の境位に置かれました。

1910年代になると被差別部落民衆もしだいに「特殊部落」などという呼称に抗議の声をあげはじめ、そのなかで部落外からも、社会の側の差別意識を問題にする動きが起こってきました。しだいに部落と部落外の「融和」に力点が置かれはじめ、生物学的差異をいうような露骨な主張は後退していきます。いまだ「同情」を不可欠とするいわゆる「同情融和」の段階ではありましたが、被差別部落のみの「改善」を問題にしていた時代から、部落外=社会の認

識をも問うにいたったことは大きな変化でした。

しかし、1918年に米騒動が起こると、ふたたび「特種民」「特種部落民」という呼称がマスコミ紙上で跳梁跋扈し、被差別部落の人々の「暴民」性、「残虐性」が宣伝されました。権力は、ひとたび危機に直面すると、人種主義を利用して差別を煽り、米騒動の責任を部落民に帰せて、それにより被差別部落外に米騒動が蔓延することを阻止して支配秩序を維持しようとしたのです。

### 3 人類平等論と人種主義の相克

第一次世界大戦後、デモクラシーの「世界の大勢」が高唱されるなかで、人種差別撤廃、人類平等が高唱されました。歴史学者の喜田貞吉は、そうした状況に触発されながら、部落人種起源論の誤りを歴史学の立場から明らかにして見せました。これによって公的には人種起源説は否定されることとなりました。

そのような状況のなかで、1922年には被差別部落民自身が「エタ」としての誇りを謳い上げ、人間性の回復を唱えて全国水平社を結成します。

当初は、先に述べた「同情融和」などのお為ごかしの働きかけを拒否して、自力による解放を謳い上げましたが、やがて、水平社のなかにもマルクス主義の影響が強まり、労働者農民＝無産階級との連帯を掲げる運動が主軸をなしていきます。水平社の人々は、同じ労働者として認められたいという思いもあって労働運動、農民運動、無産政党運動に積極的に参加し、ひいてはそれによって社会主義による無差別社会が到来することに期待をかけました。しかしそれは多分に片務的で、無産運動の側は被差別部落固有の問題に向き合おうとはしませんでした。

水平社運動の高揚に促され、1925年、内務省の外郭団体である中央融和事業協会が組織されて、被差別部落の住環境改善や「融和」促進のための啓蒙活動が展開されていきました。しかしながら人種主義は克服されず、戦闘的に差別糾弾闘争を展開する水平社に対して、民衆は、差別意識と表裏一体となった「こわい」という意識を抱いていきました。さらに、米騒動をつうじて形成された「暴民」という認識もそれに重ね合わされました。

ちなみに、やや時期は遡りますが、1917年の内務省調査では、部落と部落外の結婚は、まだ全体の3%で、ほとんど通婚はありうべくないという状態でした。

### 4 「国民一体」論と人種主義の相克

1931年の満州事変にはじまる一連のアジア・太平洋戦争のもとで、植民地や沖縄、アイヌ民族に対して行われた皇民化政策同様、政府・融和団体は、戦争遂行のための

「国民一体」創出に力を注ぎ、差別を表面化させないように努めました。そのためには、それに見合う被差別部落起源論を組み立てる必要があり、そこで採用されたのが、一つには「新附の民」である植民地民衆とは異なり被差別部落民衆は同じ「大和民族」とする「同一血族」の強調であり、もう一つは、日本人の包容力と多民族性を強調するものであり、主流は後者でしたが、いずれも「日本民族」の一体性を強調することによりその内部に被差別部落民衆をも取り込もうとするものであり、「国体」論へと収斂していきました。

アジア・太平洋戦争下には、「一大家族国家」建設が融和運動の柱の一つとなり、その目的実現のために、部落差別は、「反国家的」行為であるとの大義名分を獲得することとなります。しかし、戦時下においても差別事件は頻発しており、「国民一体」のたてまえのもとでも、人種主義は依然存在し続けたのでした。

また、この時期には国策として「満州」移民が推進されましたが、被差別部落は過剰人口を抱えている地域として資源調整事業の対象となり、「満州」には差別がなく広大な土地があるという宣伝文句のもとに、融和政策の主軸は「満州」移民の奨励とされていきました。

### 5 新たな境界

戦後改革によって「家」制度は法的に消滅しましたが、「家」意識は容易には払拭されず、冒頭にも述べたように「家」や「血族」の意識は今なおしばしば結婚の際の障壁として立ちはだかつてきました。また人種主義は、かつてのように公然と唱えられることは少なくなりましたが、近年の自治体による住民の意識調査でも、人種起源説を信じている人が10%ほど存在しています。さらに、部落は「血族結婚」を繰り返しているため、遺伝的に問題があるとする、優生学・遺伝学という科学の衣を纏った偏見も、新たに広がっていきました。

1965年、同和对策審議会答申が出され、部落問題の解決は国の責務であることが公認され、それにもとづき同和对策事業が開始されて、1970年代後半から急速に進展していきました。同和对策事業を考える上に重要なことは、事業は属地主義によって行われ、事業を受ける前提となる地区指定を受けるか否かについての選択の余地が与えられることとなったわけですが、事業を受けることはいうまでもなくその地域が被差別部落であることを公言することでもあったということです。すなわち、差別を解消するために求められてきたはずの同和对策事業の実施は「同和地区」という新たな境界をつくり出すことでもありました。しかしながら被差別部落の大半は、当面それなくしては立ちゆかない状況にあったのです。

同和対策事業によって、部落外との格差を伴いながらではあれ、被差別部落の住環境は大きく変化していきました。また、高度経済成長の影響も被差別部落にも及び、長らく被差別部落に与えられていた、経済的貧困から派生する不潔、トラホームなどの病気の温床、といった徴表はおおむねとり払われていき、部落と部落外の境界は以前に比べてはるかに見えにくくなりました。

にもかかわらず、そのことは直ちに差別の解消を意味するものとはならず、結婚差別はいまなお存在しています。なぜそれほど執拗に結婚差別が存在しつづけるのかというと、それは冒頭でも述べましたように、結婚がほぼ唯一、人種主義の壁をうち破り、部落と部落外の境界を揺るがす行為だからです。すでに見たように、部落差別を支えているのは、被差別部落という集団を個人の恣意では容易に変えることのできない身体・習慣・道徳などの特殊性をもつものとみなして自らとの間に恒久的線引きを行おうとする意識であり、排除する民衆の側は、そのような線引きをすることによって自己はそれに組み入れられる可能性のないことの永久的保証を獲得してきました。人種主義とは、いわゆる「人種」の違いをいうものだけではなく、「何かしら違う」とか「血がけがれる」などという以外に明確な説明ができないにもかかわらず、部落の人々との結婚を忌避する、そのような差別のあり方をも含めて、人種主義ととらえるべきであると考えます。

## 6 運動の再点検

同和対策事業により住環境改善も進む一方で、事業にかかわる不正などの問題も指摘されるようになりました。部落解放運動に限らずどんな運動でも、政府に施策を要求しそれを獲得すればそれは体制の側に少なからず包摂されてしまうことにつながりますが、部落解放運動の場合は、経済的低位性が問題の根底にあって、国策樹立要求がとりわけ1950年代以後の運動の太い柱をかたちづくってきたため、なおさらそうした壁にぶつからざるをえませんでした。そのような状況のなかで、1980年代後半から戦後の運動を改めてふり返り、再点検する動きが生じてきました。

その一つが中国史研究者の藤田敬一の提起で、藤田は、『同和はこわい考一対協を批判する一』（1987年、あうん双書）という、まさに現代の差別意識を象徴的に示す表現をそのままタイトルにした本を世に問うて問題を投げかけました。それはその副題にもあるように、1986年12月11日、総務庁（1982年の設置当時は総理府）に設けられた地域改善対策協議会（略称地対協）が「意見具申」を出したことが直接の引き金になっておりました。

他方で、同対審答申が出された当時からすでに二十数年

が経過し、被差別部落のありよう自体も変化を遂げてきました。そうして「部落民」とは何か」という議論が生じてきました。その背景には、一方で部落外との結婚の増加や人の移動などによって、部落と部落外の境界、がゆるんでいるという実態がありました。「部落民」という境界が見えにくくなったと同時に、そのことにも起因して解放運動の担い手が育たない、部落民という共同性、被差別部落という共同体が解体するのでは、という部落民アイデンティティの危機のなかで生じてきた問いでもありました。

他のマイノリティとの連帯も積極的に追求されていき、対象は在日朝鮮・韓国人、アイヌ、沖縄、障害者、ハンセン病回復者、性同一性障害者、同性愛者など、広範なマイノリティに及んでいきました。

それらの変化とともに、被差別部落の語りとして「誇り」が全面に打ち出されるようになってきたことがあげられます。これまでは被差別部落はときの権力が作り出したとする政治起源説の語りとも結びついて、被差別部落の「悲惨さ」や「みじめさ」ばかりが強調される傾向がありました。それに対して、被差別部落の「ゆたかさ」を伝えることは、被差別部落の子どもたちも自らの存在や自分の住む地域に誇りをもつことができ、かつ、部落外の子どもたちに対しても、被差別部落の良さを伝えることで偏見をとり去ることができると考えられて、同和教育や解放運動において、このとらえ方は大きな影響力をもつにいたっています。しかし、「誇り」の語りによって、『破戒』の主人公丑松が苦しんだ「身の素性」を果たして克服できるのかという問題もあると思われれます。

## 7 結びにかえて一部落問題のいま、

部落史のみならず、等身大のいま、の被差別部落像を伝えていこうとする思いは、とりわけ被差別部落出身の若い世代の人たちの間に強くわき起こっています。兵庫県加古川市の被差別部落に生まれ育った1963年生まれの角岡伸彦は、新聞記者などの経験を経て、現在もノンフィクションライターとして活躍するなかで『被差別部落の青春』（1999年、講談社）を世に問いました。表題にも「青春」とつけられ、本のカバーも、明るいブルーの地に、「部落民」と思われる人物が、漫画によってユーモラスに描かれており、部落問題をあつかったこれまでの本にはなかった体裁です。角岡はそのなかで、「被差別」や「共同体」とらわれず、その立場を自分なりに「再利用、しようとする新しい部落民」の誕生に期待を託します。

しかし、現実には、いまだ結婚をはじめとさまざまな差別がつきまとっています。

結婚に関しては、東京都大田区の2002年における『人権に関する意識調査報告書』では、「子供の結婚相手が

『同和地区』出身であるとわかった場合」に、「結婚に賛成する」が41.5%、「賛成はしないが、結婚する二人が決めたことなので仕方ないと思う」が28.5%、そして「結婚に反対する」は4.2%という数字が出ています。ちなみに三重県が2004年に行った調査では、「子供の結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の態度」について「まったく問題にしない」は20.0%、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」が42.8%、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」が21.5%、「考えなおすように言う」が9.2%、となっています（財団法人・人権研究所みえ編刊／奥田均・宮城洋一郎・森実著『意識調査がとしかけるもの—今、ここにある現実をどうみるか—』2007年）。

人口移動の激しい都心大田区と、県内に200以上の被差別部落が存在する三重県とでは住民の意識のありようにも大きな違いがあるのは当然ですが、いずれにしても、いまだ結婚差別は、世代交代とともに減少傾向にあるとはいえ執拗に存在していることが確認できます。

2002年3月をもって、1965年以来施行されてきた特別措置法は廃止され、いわゆる公的な境界は取り払われました。それに伴い、部落問題の位置づけが大きく変化しました。名称一つをとっても、同和対策が人権対策、同和教育が人権教育に軒並み取って代わられていきました。それらは、部落問題を他の人権問題との関わりのなかで考えるという「開かれた、視野をもつことを意味しています。しかし、同時にそのことが、部落問題の「人権一般、への解消として、かねてから部落問題を避けて通りたいと思ってきた人びとが部落問題から手を引くことの正当化のための方便になるとしたら、その点でまた重大な問題をはらんでいるといわねばなりません。耳障りのよい「人権」という言葉に流し込まれていくだけに終わらないために、いまだ部落差別が存在している以上、部落問題に踏みとどまることも、そんな今であるからこそ重要ではないでしょうか。

インターネット上の差別的な書き込みも後を絶たない一方で、「私たちは部落問題を何も気にしていない」と言い切る学生たちが増えていることも事実で、私も授業をとおしてそのような学生に出会います。しかしそうした学生たちから、ステレオタイプの部落民像が語られたりもします。たとえば次のように。

私は部落差別についての話を父に聞きました。（中略）部落の人たちは一般の市民から結婚差別され、部落内で結婚するしかなくなり、血が濃くなる、血が濃くなってしまうと奇型児が生まれてしまったりすることがあること。部落は関西を主に今だ残っていて、部落解放同盟からの支援を受けて働かず暮らしている人もいること。関西の市の金？の半分は部落に支払われていること。関西で部落の人たちは力を持っていて、

もし市が部落への支援をやめるとすると、部落の人たちが怒って市を攻撃する可能性があるのも、部落問題は解決することが難しい問題であること。関西では今だに就職とか結婚の際必ず身分を調べていることなどを教えてもらいました。私は部落について学校であまり習わなかったし、父にも話を聞かなければほとんど知らない状態でした。こうやって話してくれる人がいたり授業を受けることなしには、部落問題すら知らないという人が普通にいる状況になってしまうなと思いました。（明らかな表記の誤り以外は原文のまま）

この学生が父から聞いたとする部落民像の根底にあるのは、「こわい」という意識とそれとないまぜになった、市民規範の逸脱に対する忌避観、蔑視観です。「こわい」という意識を形づくる一要素となっている被差別者による糾弾の是非については、部落解放運動のなかでも「融合」路線との間で争点となってきた問題でした。

改めて確認するならば、近代以後の部落問題は、身分制社会から市民社会へ移行したにもかかわらず、身分制社会のもとで存在していた境界が、市民社会のなかで制度的根拠を失ってなおかつ保持されてきた問題にほかなりません。経済発展を支える有用な労働力を作り出すという要件は、同和対策事業実施以後、おむね満たしましたが、特別措置法を廃止して「市民」という範疇に流し込んだあとに生じている問題が「問題、として錯綜して見えにくいまま存在しています。

民衆の側もまた自らとは異なる「他者」がいることを理解できないでいることの病理の根は深いと思われます。昨年、部落問題をテーマとした中学校での授業を見学する機会がありましたが、そこでも、あたかも周りにいるのは自分たちと「同じ」仲間ばかりだという意識にとらわれていて「他者」感覚がないことが気になりました。そのなかで差別意識は容易には変えられないという諦念も一部の生徒から語られました。しかし、同対審答申以後を振り返っても差別のありようは変化し、差別の原因とみなされるものも変化してきました。そうであるならば、差別の「原因」をつくり出すような社会を変革すべく不断の努力を行なうことを断念すべきではないと思います。同対審答申が謳った「市民的権利と自由」の保障は、永久革命なのです。

#### 参考文献

- アルベール・メンミ（菊地昌美・白井成雄訳）『人種差別』（法政大学出版局、一九九六年）  
 石田雄『丸山眞男との対話』（みすず書房、二〇〇五年）  
 黒川みどり（シリーズ日本近代からの問い①）『異化と同化の間—被差別部落認識の軌跡—』（青木書店、一九九九年）  
 ルース・ベネディクト（筒井清忠ほか訳）『人種主義—その批判的考察—』（原書一九四四年、名古屋大学出版会、一九九七年）